

伊仙町空き家バンク制度要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、伊仙町における空き家・空き地等の有効活用を通して、地域の活性化と伊仙町への定住促進を図るため、伊仙町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条（用語の定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等とは、個人の居住及び併用住宅（別荘、倉庫、店舗も含む）の営業等を目的として建築し、現在居住しておらず（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者とは、空き家等に係る所有権、その他空き家等を売却し、又は賃貸することができる権利を有する者をいう。ただし、登記簿及び名寄せ台帳の登録者と申請者が異なる場合は「所有権に関する確認書」（様式第1号）を提出するものとする。
- (3) 利用希望者とは、伊仙町内で定住・移住を目的として空き家の購入、賃貸を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンクとは、町内に存在する空き家等に関する登録及び利用希望者に対し、情報提供を行う制度をいう。

第3条（適用上の注意）

この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

第4条（空き家等の登録申込等）

- (1) 空き家バンクによる空き家等の情報の登録を希望する所有者（以下「申込者」空き家バンク登録申込書」（様式第3号）に当該空き家等の固定資産という。）は、「伊仙町空き家バンク登録承諾書」（様式第2号）、「伊仙町産税納付証明書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、登録等が無く証明書の取得が出来ない場合はこの限りではなく「所有権に関する確認書」（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、空き家バンク台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

ア 当該空き家が、第2条第1号の要件を満たしていないもの

イ 空き家の所有者が、第2条第2号の要件を満たしていないもの

ウ その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたもの

- (3) 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。
- (4) 町長は必要に応じて当該申込みのあった空き家を調査することができる。
- (5) 申込者は、前項の調査に協力するものとする。
- (6) 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク完了通知書」（様式第4号）を申込者に通知するものとする。
- (7) 町長は、第2項の規定により登録した台帳の情報について、前項の規定による登録完了通知書の通知を受けた申込者（以下（登録者）という。）の住所、氏名、権利関係、連絡先等の個人情報を除き、伊仙町ホームページ等に掲載し周知するものとする。

第5条（空き家等に係る登録事項の変更）

登録者は、登録した事項に変更があったときは、登録事項変更等届出書（様式第5号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

第6条（空き家バンク台帳の登録抹消）

町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は登録者から空き家等情報登録の抹消の届出（様式第6号）があったときは、空き家等情報台帳の登録を抹消する。

第7条（空き家バンク利用希望者の登録の申込等）

- (1) 空き家バンクによる利用希望者は、伊仙町空き家バンク利用希望者情報登録申込書（様式第7号）に誓約書（様式第8号）を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした利用希望者に関する登録はできない。
- (2) 町長は前項の規定による利用登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者にたいして空き家バンク登録台帳に登録された必要な登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。また、当該登録者の代理又は媒介を行うものがある場合には、その者に対しても同様の情報を提供するものとする。
- (3) 利用希望者は、空き家に定住又は定期的に滞在して、伊仙町の自然環境、生活文化

等に対する理解を深め、地域住民と強調して生活するよう努めるものとする。

第8条（登録者と利用希望者の交渉等）

- （1）町長は、登録者及び利用希望者が行う空き家等の購入、賃貸借に関する交渉並びに契約については、一切これに関与しない。
- （2）契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする

第9条（個人情報の取扱い）

第4条第2項及び第7条第2項の規定による登録台帳に保有する個人情報の取り扱いについては、伊仙町個人情報保護条例（平成21年度伊仙町条例第6号）に定めるところによる。

第10条（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年12月1日から施行する。